

平成 29 年 1 月 26 日
AMUSE 規程第 4 号

改定 令和 2 年 11 月 25 日

改定 令和 4 年 6 月 4 日

改定 令和 5 年 5 月 28 日

改定 令和 6 年 5 月 26 日

英語論文校正 及び 論文投稿費用 助成規程

第 1 条 【助成対象者】

AMUSE 個人会員

(申請者は原則「筆頭著者もしくは責任著者」とする。)

第 2 条 【助成対象論文】

全ての JOURNAL

(英文は PUBMED で検索できるものに限る。和文はその限りではない。)

第 3 条 【助成対象及び助成額】

① 投稿及び掲載料

② 英文校正料

③ 上記①及び②について合計の助成額は以下を上限とする。

・ Original article 一遍につき 上限 20 万円 (税込)

・ Case report 一遍につき 上限 5 万円 (税込)

第 4 条 【助成条件】

1. 第 3 条の①、②いずれについても、自己資金（科研費等）並びに大学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それらを優先すること。
2. 上記 1. について、その中でも獲得科研費予算に該当しない論文に対しては助成の対象とする。
3. 投稿料、校正料いずれも上限額に達しないときは、その実費額の助成とする。
4. AMUSE に所属する診療科、または病院が執筆責任を持つ論文で、筆頭著者が AMUSE 会員でない場合は、上限を上記の半額とする。
5. 大学内個人会員の助成対象は講師まで、大学外個人会員の助成対象は医師免許取得後 15 年目までとする。

6. 筆頭および責任著者が同一の場合、助成申請者はこの者に限る。
他の共著者が助成を申請することは原則できないこととする。

第5条 【助成の回数】

無制限とする。

第6条 【申請及び精算】

別紙申請書である「英文校正・論文投稿費用助成申請書」を申請者が記入作成し、助成対象に係る提出物添付し、AMUSE 事務局に提出すること。

・ 英文校正・論文投稿費用助成申請書

・ 校正及び投稿費用に関する領収書、またはカード利用明細

(※日本円での清算が明記してあるもの)

・ 成果物の提出

※英文校正及び論文投稿 → 発表論文の写し

第7条 【助成金の支給】

事務局によって申請内容及び領収書の確認後、担当役員の承認を受けたのち、申請者本人（筆頭著者）、または責任著者等の立替払いをした者の指定する金融機関口座へ振込の方法により支給する。

附則

1. この規程は、平成 29 年 1 月 26 日に施行し、平成 28 年 11 月 10 日から適用する。
2. 改定後の規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
3. 改定後の規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
4. 改定後の規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。